

# 税務相談室

## 帳簿書類

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. 記帳・記録保存制度などの概要を説明してください。
2. これまでは紙に出力して保存しなかったコンピュータ作成の帳簿書類について、平成11年1月以降備え付ける帳簿等からは、一定の要件の下に光ディスク（CD-R）などに記録した電子データのままで保存することができるそうですが、その制度はどのようなものなのでしょうか。

### 回答

#### 1. 事業所得等のある白色申告者に対し、帳簿書類の備付け・保存、収支内訳書の申告書への添付、総収入金額報告書の提出を定めた制度です。

事業所得、不動産所得および山林所得（以下、「事業所得等」といいます。）を有する白色申告者に対する記帳・記録制度等は昭和59年度に設けられたもので、その概要は次のとおりです。

##### 1 記帳義務

その年の前年分または前々年分のいずれかの年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える人は、その事業所得等についての取引のうち、総収入金額および必要経費に関する事項を備え付けた帳簿に記帳するとともに、その帳簿やその取引に関する書類等を保存しなければなりません。

##### 2 帳簿書類の保存

その年の前年分または前々年分のいずれかの年分において、事業所得等についての確定申告書または総収入金額報告書を提出している人や、上記1の記帳義務を有する人は、事業所得等に関して作成し、受領した帳簿および書類を保存しなければなりません。

##### 3 収支内訳書の添付

事業所得等についての確定申告書を提出する場合には、その事業所得等に係る総収入金額および必要経費の内容を記載した収支内訳書を、その確定申告書に添付しなければなりません。

##### 4 総収入金額報告書の提出

事業所得等に係る総収入金額の合計額が、3,000万円を超える人（その年分の確定申告書を提出し

ている人を除きます。）は、その合計額や所得の種類ごとの内訳などを記載した総収入金額報告書を、その年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。

#### 2. 制度の概要は次のとおりです。

##### 1 対象となる帳簿書類

電子データによって保存することができる帳簿や書類は、所得税法で一定期間保存しなければならないこととされている帳簿書類のうち、自己がコンピュータを使用して作成する次に掲げるものです。

なお、コンピュータを使用して作成している帳簿や書類の種類が複数ある場合には、それらの全部を電子データによって保存することも、一部を電子データで保存することもできます。

- (1) 自己がコンピュータを使用して作成する仕訳帳、総勘定元帳、補助帳簿などの帳簿
- (2) 自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類、自己がコンピュータを使用して作成し、相手方に交付する請求書の控えなどの書類

##### 2 保存要件

帳簿や書類を電子データによって保存する場合には、入力した記録の訂正内容が確認できるシステムを使用することや、電子データを速やかに紙に出力できるようにプリンターを設置することなどの次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- (1) 一度コンピュータに記録したデータを訂正・削除した場合や入力もれとなっていたデータを追加した場合には、その事実や内容を確認できるようなシステムを使用すること。
- (2) 電子データ保存を行う帳簿とその帳簿に関連する帳簿との間の記録の流れを相互に追跡できるようにしておくこと。
- (3) 帳簿や書類の主要な記録項目を検索の要件として、条件を組み合わせることで電子データの内容を検索できるようにしておくこと。
- (4) ディスプレイとプリンター等を備え付け、電子データをディスプレイの画面と書面に、速やかに出力できるようにしておくこと。
- (5) 帳簿や書類の作成に使用するコンピュータのシステム設計書等を備え付けておくこと。

##### 3 申請等の手続

帳簿や書類を電子データによって保存する場合には、あらかじめ、税務署長に対して、所定の事項を記載した申請書に所定の書類を添付して提出し、その承認を受けることが必要です。

また、電子データによって保存することの承認を受けた方は、取りやめの届出書を提出して、従来どおりの書面による保存に戻ることもできます。

##### 4 承認申請期限

帳簿書類を電子データによって保存しようとする場合には、帳簿については、その備付けを開始する日の、また、書類については、電子データの保存に代える日の3ヵ月前の日までに申請書を提出する必要があります。